

令和元年度

高幡保護区保護司会総会資料



(平成30年7月2日：社明強調月間スタートセレモニーにて)

日 時 令和元年5月10日（金）15：10～17：00
場 所 四万十町農村環境改善センター 大会議室

令和元年度 高幡保護区保護司会 総 会

日 時 令和 元年 5月10日 (金) 15:10~17:00

場 所 四万十町農村環境改善センター 大会議室

日 程

1. 開 会	事務局長	武 内 文 治
2. 開会挨拶	会 長	壬 生 直 徳
3. 来賓祝辞	四万十町長	中 尾 博 憲
	窪川警察署長	澤 村 良 平
	高知保護観察所長	池 尾 洋 美

4. 資格審査報告 (事務局長)

5. 議 事

(1) 議案第1号 平成30年度高幡保護区保護司会業務報告の承認について

(2) 議案第2号 平成30年度高幡保護区保護司会収支決算について

平成31年度

(3) 議案第3号 令和元年度 高幡保護区保護司会事業計画(案)について

平成31年度

(4) 議案第4号 令和元年度 高幡保護区保護司会収支予算(案)について

(5) 議案第5号 高幡保護区保護司会の理事及び監事の選任について

(任期：令和元年5月10日~令和3年5月総会まで)

(6) その他

6. 閉会挨拶 副会長(窪川分区長) 中 嶋 敏 親

懇 親 会 17:30から

議案第1号

平成30年度 高幡保護区保護司会事業報告について

高幡保護区保護司会会則22条の規定により、平成30年度高幡保護区保護司会の事業報告について別紙のとおり議決を求める。

令和元年 5月10日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

平成30年度 高幡保護区保護司会事業報告

月 日	事 業 内 容	参 加 者	備 考
4月27日	企画調整会議 (岡本観察官同席)	9名	サポセン高幡
5月8日	高幡保護区保護司会 会計監査	4名	サポセン高幡
5月8日	高幡保護区保護司会 理事会	10名	サポセン高幡
5月11日	高幡保護区保護司会総会 第1期研修会「生活環境の調整について」	21名	農村環境改善センター会議室
5月15日	四万十町地域安全協議会 (武内繁雄)	1名	窪川警察署
5月16日	四万十町青少年育成町民会議役員会 (壬生)	1名	農村環境改善センター会議室
5月16日	高陵地区薬物乱用防止協議会総会、研修会 (武内繁雄)	1名	須崎市
5月16日	保護司代表者等協議会、県連合会理事会 (中嶋、武内文治)	2名	高知市三翠園ホテル
5月21日	四万十町共同募金配分会 (壬生)	1名	四万十町社会福祉センター
5月29日	四万十町社明実施委員会 (町健康福祉課、更女、社協、民生委員 等11名)	3名	四万十町会議室
5月31日	企画調整会議	14名	サポセン高幡
6月4日	四万十町更生保護女性会総会 (壬生 他)	4名	四万十町多目的大ホール
6月14日	春の叙勲伝達式 (藍綬褒章：林只)	2名	高知保護観察所
6月18日	更女高坂寮給食サービス同行と入所者懇談会 (壬生、岡本観察官同席)	1名	高知市高坂寮
6月22日	四万十町青少年育成町民会議総会	4名	四万十町多目的大ホール
6月25日	高幡保護区保護司会 理事会	10名	サポセン高幡
6月25日	社明広報資料関係の合同作業 (町職員、更女、社協 他)	10名	四万十町多目的大ホール
6月29日	企画調整会議	9名	サポセン高幡
7月1日	社明強調月間広報活動 (十和分区)	4名	とおわ道の駅
7月2日	社明強調月間スタートセレモニーと広報活動 (副町長、町職員、更女、社協、地安協、警察 等30名)	15名	四万十町西庁舎屋外他
6月26日～7月5日	社明作文依頼のため学校訪問	27名	町内16小中学校
7月13日	薬物乱用防止街頭キャンペーン	1名	四万十町窪川街分 金太郎夜市
7月20日	窪川地区少年補導員連絡協議会総会、研修会 (壬生)	1名	窪川警察署
7月21日	高幡子ども会親善ソフトボール大会準備	5名	金上野町営総合グラウンド
7月22日	高幡子ども会親善ソフトボール大会と広報活動	8名	金上野町営総合グラウンド
7月27日～28日	播磨社会復帰促進センター視察研修	16名	兵庫県加古川市 (更女9名)
7月31日	企画調整会議 (岡本観察官同席)	12名	サポセン高幡

月 日	事 業 内 容	参 加 者	備 考
8月19日	「君の笑顔に会いたくて」上映会	14名	四万十会館
8月20日	第2期研修会「良好、不良措置報告書・・・」（岡本観察官）	15名	四万十町大正 大正振興局
8月20日	企画調整会議	15名	四万十町大正 大正振興局
9月7日	社明作文締め切り、選考後中学1、小学5作品を送付		優秀作品の選考は、健康福祉課に依頼
9月13日	保護司代表者等協議会、県連合会理事会（中嶋、武内事務局長）	2名	高知保護観察所
9月21、22日	四国地方保護司等代表者協議会（田井サポセン長）	1名	高知市「共済会館」
9月28日	処遇基礎力強化研修（仲）	1名	高知保護観察所
9月28日	企画調整会議	7名	サポセン高幡
10月1日	更生保護女性会西部ブロック合同研修会 準備等	3名	J A四万十会館
10月31日	企画調整会議（山田保護司に法務大臣感謝状：岡本観察官）	11名	サポセン高幡
11月14日	高知県更生保護事業関係功労者顕彰式典（壬生、松下、武内、更女3名）	3名	高知市「三翠園ホテル」
11月16日	四万十町戦没者追悼式（壬生）	1名	四万十会館
11月20日	平成30年度指導力強化研修（石崎、大崎）	2名	高知保護観察所
11月30日	第3期研修会「面接について」	18名	十和コミュニティセンター
11月30日	企画調整会議（送別会、祝賀会、忘年会）	18名	十和コミュニティセンター
12月6日	保護司代表者等協議会、県連合会理事会（壬生、武内事務局長）	2名	高知保護観察所
12月13日	社明作文優秀賞伝達式（壬生、牧野）	2名	窪川小学校（5年竹村未翔）
12月20日	社明作文最優秀賞伝達式（壬生、武内、瀬川、谷口：池尾所長、木村課長、近藤観察官）	4名	窪川中学校（3年上岡沙那乃）
1月31日	企画調整会議	9名	サポセン高幡
2月20日	第4期定例研修会「犯罪被害者施策について」	18名	農村環境改善センター会議室
2月20日	企画調整会議	18名	農村環境改善センター会議室
2月25日	高吾保護区との交流会（壬生、武内文、田井、牧野：高吾保護区11名）	4名	サポセン高幡 他
3月18日	保護司代表者等協議会、県連合会理事会他（壬生、中嶋）	2名	高知市「三翠園ホテル」
3月20日	高幡保護区 理事会	9名	サポセン高幡
3月27日	四万十町青少年育成町民会議役員会（壬生）	1名	農村環境改善センター会議室
3月29日	企画調整会議	6名	サポセン高幡

議案第2号

平成30年度 高幡保護区保護司会収支決算について

高幡保護区保護司会会則第22条の規定により、平成30年度高幡保護区保護司会収支決算について議決を求める。

令和元年5月10日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

平成 30 年度 収支決算書

(平成30年04月01日～平成31年03月31日)

収入総額 2,090,326 円
 支出総額 2,039,958 円
 次年度繰越金 50,368 円

1 収入の部[単位:円]

(高幡保護区)保護司会

項	目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
1	会 費 収 入 (計)	81,000	81,000	0	
	① 会 費	81,000	81,000	0	年会費3,000円×27名
	② 特 別 会 費	0	0	0	
2	保護司会に対する実費弁償金収入	900,000	984,773	84,773	高幡保護区 720,528円 サボセン高幡 264,245円
3	補助金・助成金等収入(計)	317,000	318,000	1,000	
	① 地 方 公 共 団 体 補 助 金	264,000	264,000	0	四万十町補助金
	② 連 絡 助 成 更 生 保 護 法 人 助 成 金	0	0	0	
	③ 保 護 司 会 連 合 会 助 成 金	53,000	54,000	1,000	保護司会連合会助成金
	④ 社 会 福 祉 協 議 会 助 成 金	0	0	0	
	⑤ 共 同 募 金 配 分 金	0	0	0	
	⑥ そ の 他 の 助 成 金	0	0	0	
4	寄 附 金 収 入 (計)	0	0	0	
	① 保 護 司 寄 附 金	0	0	0	
	② そ の 他 の 寄 附 金	0	0	0	
5	雑 収 入	452	5	△ 447	利息
6	特別会計繰入金収入	700,000	700,000	0	特会一時借入
7	前 年 度 繰 越 金	6,548	6,548	0	
合	計	2,005,000	2,090,326	85,326	

2 支出の部〔単位：円〕

(高幡保護区)保護司会


項	目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
1	事務費 (計)	530,000	591,524	61,524	
	① 保護司会運営費(計)	320,000	298,465	△ 21,535	
	(1) 事務所施設費	0	0	0	
	(2) 事務所水道光熱費	0	0	0	
	(3) 資料作成費	5,000	0	△ 5,000	
	(4) 消耗品費	70,000	35,227	△ 34,773	プリンターインク、用紙等
	(5) 備品費	0	0	0	
	(6) 通信運搬費	20,000	3,693	△ 16,307	郵便切手代
	(7) 旅費・交通費	100,000	128,825	28,825	理事会費用弁償
	(8) 事務局員等手当	120,000	120,000	0	役員手当
	(9) その他	5,000	10,720	5,720	
	② サポートセンター 運営管理費(計)	210,000	293,059	83,059	
	(1) 賃借料	0	0	0	
	(2) 水道光熱費	0	60,000	60,000	サポセン事務室水光熱費
	(3) 維持管理費	0	0	0	
	(4) 備品費	100,000	116,278	16,278	「サポセン高幡」街路表示板
	(5) 通信運搬費	110,000	116,781	6,781	ケーブルTV、ネット、電話代
	(6) その他	0	0	0	
2	分担金 (計)	193,000	192,240	△ 760	
	① 会費	193,000	192,240	△ 760	全国保護司会会費
	② その他	0	0	0	
3	事業費 (計)	878,000	806,194	△ 71,806	
	① 保護司会活動費(計)	290,000	279,864	△ 10,136	
	(1) 会場借料	0	0	0	
	(2) 資料作成費	60,000	85,500	25,500	社明運動啓発グッズ
	(3) 消耗品費	0	0	0	
	(4) 物品購入費	20,000	18,000	△ 2,000	社明作文記念品
	(5) 旅費・交通費	100,000	108,800	8,800	地域処遇会議等旅費
	(6) 通信運搬費	10,000	0	△ 10,000	
	(7) 諸謝金	0	0	0	
	(8) その他	100,000	67,564	△ 32,436	社明ソフトボール大会補助等

② 研修研究費(計)	450,000	392,290	△ 57,710	
(1) 研修視察費	450,000	392,290	△ 57,710	県外研修(播磨社会復帰センター)
(2) 図書購入費	0	0	0	
(3) その他	0	0	0	
③ 広報費(計)	0	0	0	
(1) 機関誌等作成費	0	0	0	
(2) その他	0	0	0	
④ 更生援護費(計)	0	0	0	
(1) 給与費	0	0	0	
(2) 補導旅費	0	0	0	
⑤ 分 区 ・ 支 部 (活 動) 助 成 費	0	0	0	
⑥ 協力組織支援費	50,000	50,000	0	四万十町更生保護女性会等
⑦ 慶弔・表彰費	10,000	26,480	16,480	慶弔規程による支出
⑧ 大会関係費	20,000	18,550	△ 1,450	功労者顕彰式典参加者旅費
⑨ 交際・渉外費	40,000	22,000	△ 18,000	保護司会連合会情報交換会費
⑩ 雑費	18,000	17,010	△ 990	平成31年度版保護司手帳
4 特別会計繰入金支出	400,000	450,000	50,000	特会一時借入返戻
5 予備費	4,000	0	△ 4,000	
6 次年度繰越金	0	0	0	
合 計	2,005,000	2,039,958	34,958	

監査報告書

平成30年度高幡保護区保護司会の監査にあたり、会計及び理事の会務の執行状況を監査したところ、保護司法に規定される保護司会の計画等、積極的に実施され、その活動に伴う収入・支出ともに適正に処理され、関係諸帳簿・証票等も正確に整理されていたことを報告します。

平成31年4月24日

監事 岡部 勤 

監事 松下 陽子 

議案第3号

平成31年度・令和元年度 高幡保護区保護司会事業計画(案)
について

高幡保護区保護司会会則第21条の規定により、平成31年度・令和元年度高幡保護区保護司会の事業計画について別紙の通り総会の議決を求める。

令和元年5月10日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

令和元年度 高幡保護区保護司会事業計画（案）

保護司の活動基盤強化のため、法務省は更生保護サポートセンターを全ての保護区に設置することを目指しており、全国886保護区のうち、84保護区が未設置の状況でしたが、今年度中には全保護区に設置される見通しです。県下でも、15保護区のうち、残るのは、2保護区となっていました。今年度設置に向けて準備を整えている状況にあります。

当保護区といたしましても、今後は、更生保護サポートセンターを活用した保護司会活動を充実させ、更生保護事業の効率的かつ円滑な運営のため、更生保護女性会、四万十町少年補導センターなど関係団体や関係機関との連携強化に努めます。また、刑の一部執行猶予等新規施策や四万十町における地方再犯防止推進計画の策定にむけて、これまでの施策を踏襲しつつ、激変する社会情勢等に対応し、地域に根ざした更生保護の推進を図るため、次の通り事業計画を策定する。

第 1 基本方針

- (1) 就労支援のため協力雇用主の開拓に努める。
- (2) 地方公共団体を始め、労働・教育・福祉等各種団体との連携をより一層緊密にし、更生保護制度に対する地域住民の理解や協力を深め、積極的な協力を得るなど組織的なネットワークづくりに努め、保護観察や犯罪予防活動を効果的に推進する。
- (3) 青少年の健全育成に寄与するため、保護司会、学校との連携促進強化に取り組む。
- (4) 犯罪や非行の増加、原因の複雑化に対応するため、専門的知識の習得や資質及び処遇能力の研鑽に努めるよう研修活動の充実・活発化を図る。
- (5) 保護司定数の充足のため、適任者の発掘活動に取り組む。
- (6) 更生保護サポートセンターを拠点とした諸活動について積極的に取り組む。
- (7) 社会参加活動の充実と社会貢献活動の活動先の開拓に努める。
- (8) 「社会を明るくする運動」にあたっては、他の関係団体と積極的に連携協力するなど目的達成のため運動を展開する。

第 2 事業

1. 会議の開催

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 総会の開催 | (通常総会 1回) |
| (2) 理事会の開催 | (随時) |
| (3) 地域処遇会議の開催 | (随時) |
| (4) 企画調整会議の開催 | (1回/月) |

2. 犯罪予防の活動の推進

(1) “社会を明るくする運動” 関係事業の推進及び活動

- ① 社明実施委員会への出席 (5月下旬。四万十町役場。参加保護司3~5名)※
- ② 街頭一斉広報活動展開 (7月初旬。四万十町役場他。全保護司)※
- ③ 社明ポスターの掲示 (6月下旬。保護区全域。全保護司)※
- ④ 子ども会親善ソフトボール大会実施 (7月中旬。金上野グランド。参加保護司10名程度)※
- ⑤ 小・中学校への作文コンテストの募集依頼 (6月~7月。小学12校、中学5校。全保護司)※

- (2) 学校との連携のため訪問協議 (年1回。小中学校17校。全保護司)※
- (3) 少年補導センターの補導活動への参加協力 (通年。保護区内。全保護司)※
- (4) 犯罪防止のため子供見守り活動 (通年、保護区内イベント会場。全保護司)※
- (5) 麻薬・覚醒剤乱用防止町民大会への参加協力 (年2回。須崎市他。保護司2名)※
- (6) 四万十町地域安全協議会への参加協力 (年1回。警察署。保護司1~2名)※
- (7) 四万十町青少年育成町民会議への参加協力 (年1回。農村環境改善センター。保護司4~5名)※

3. 処遇支援活動の推進

(1) 社会資源開拓活動の推進

- ① 社会福祉団体、商工会、農業漁業団体等と積極的な交流を図り社会資源の開拓に努める (通年。社協、商工会等。全保護司)※
- ② 協力雇用主の発掘活動・登録要請に努める (通年。地元企業等。全保護司)※
- ③ 学校との連携のため訪問協議を行う (年1回。小中学校 17 校。全保護司)※
- ④ 少年補導センターと研究会の開催 (年1回。全保護司)※

(2) 更生保護施設高坂寮の処遇活動に対する協力

- ① 更生援助金の寄付と入所者への活動物資等の寄付
- ② 更生保護施設への夕食会行事開催に協力 (年1回。高坂寮。保護司1~2名)※

(3) 社会貢献活動の推進

- ① 社会貢献活動実施のための協議に関する活動 (通年。全保護司)※
- ② 社会貢献活動の活動場所の開拓のための協議に関する活動 (通年。全保護司)※

4. 各種研修の実施協力

- (1) 保護観察所で行う研修への参加
- (2) 自主研修の実施 (年1回。全保護司)
- (3) 1泊研修(矯正施設見学)の実施 (隔年。全保護司)
- (4) 近隣保護区との合同研修会の開催

5. 高知県保護司会連合会等との連携

- (1) 保護観察所主催の保護司代表者会議への参加
- (2) 高知県保護司会連合会理事会への参加
- (3) 更生保護大会(顕彰式典)への参加・協力

6. 協力組織との連携促進

- (1) 四万十町更生保護女性会と合同研修会の開催 (随時。 全保護司)※
- (2) 四万十町更生保護女性会が行うチャリティバザー等に協力 (8月下旬。 保護司3~5名)※

7. 会員相互の親睦活動

- (1) 顕彰式典における受賞者の祝賀会・忘年会等随時親睦会の開催
- (2) 慶弔規程に基づく会員の慶弔

8. 広報活動

- (1) 町の広報紙及び福祉広報紙等へ社明運動関連記事の掲載依頼をする
(5月~6月。町広報誌他。保護司2~3名)※
- (2) 町の公共放送機関を通じ広報活動をする (通年。 全保護司)※
- (3) 地域住民向け「更生保護」啓発宣伝資料の活用 (通年。各保護区。全保護司)※
 - ① 町内会・自治会への回覧依頼 (6月~7月)※
 - ② 役場及び公民館等公共施設に持参 (6月~7月)※
 - ③ 地域での集会等の機会をとらえ地域住民に広く配布 (1~3回/各保護司)※
 - ④ 学校へ持参し、生徒を通じて各家庭へ配布 (6月~7月、地域内小中学校)※
- (4) ホームページの作成および更新 (通年。担当保護司)※

9. その他

高幡保護区保護司会の目的達成のため必要と思われる事業の実施

(注) ※印を付したものは、保護司法第8条の2に規定する保護司会の計画である

平成31年度・令和元年度 高幡保護区保護司会 月別活動計画

月	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・高幡保護区保護司会決算監査 (24日) 更生保護サポートセンター高幡 ・企画調整会議 (26日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高幡保護区保護司会理事会 第1回 (8日) 農村環境改善センター第一会議室 ・新任保護司辞令伝達式・研修会 (8日) 高知保護観察所 ・平成31年度高幡保護区保護司会総会 (10日) 農村環境改善センター大会議室 ・第1回定例研修会「保護観察と生活環境の基本について」(10日) ” ・保護区保護司会代表者協議会・高知県保護司連合会理事会・保護観察協会評議員会・高坂寮評議委員会 (14日) 高知市 (ホテル三翠園) ・第69回 ”社会を明るくする運動”四万十町実施委員会 (31日) 四万十町役場 ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
6	<ul style="list-style-type: none"> ・社明ポスターの一齐掲示 (保護区内全域) ・四万十町地域安全協議会総会 (4日) 窪川警察署 ・四万十町更生保護女性会総会 (4日) 四万十町役場 ・四万十町青少年育成町民会議総会 (4日) 四万十町農村環境改善センター ・四万十町更生保護女性会高坂寮訪問 (10日) 高知市 ・高幡保護区保護司会理事会・更女他合同作業 (26日) 更生保護サポートセンター高幡他 ・企画調整会議 (28日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第69回 ”社会を明るくする運動”強調月間 (全国一斉) ・社明強調月間セレモニー・広報活動 (1日) 四万十町役場他 ※各分区毎に社明広報グッズやリーフレットを配布して社明運動を展開する。 (四万十町健康福祉課・社会福祉協議会・地域安全協議会・保護司・更生保護女性会他) ・社明作文コンテスト募集 (9月9日(月)応募締切) (四万十町内17小中学校) ・第59回高幡子供会親善ソフトボール大会 (日) 金上野町営グラウンド ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議

月	行 事
8	<ul style="list-style-type: none"> ・金太郎夜市・花火大会での少年補導センター及び少年補導員連絡協議会の補導活動への協力 ・各地域の夏祭りや花火大会等各種イベントにおける補導活動に実施 ・第2回定例研修「事例研修(遵守事項違反の対応等) (20日) 大正地区 ・企画調整会議 (20日) ” ・広報活動 ・地域処遇会議
9	<ul style="list-style-type: none"> ・保護区保護司会代表者協議会・高知県保護司連合会理事会 (日) 高知市 ・社明作文コンテスト締め切り(9月9日)と四万十町審査 (日) 四万十町健康福祉課 ・処遇基礎力研修会 (日) 高知保護観察所 ・企画調整会議 (30日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
10	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護制度施行70周年記念全国大会 (7日) 東京都 ・高幡保護区保護司会 理事会 (日) 更生保護サポートセンター高幡 ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
11	<ul style="list-style-type: none"> ・四国地方保護司等代表者協議会 (12~13日) 徳島市 ・更生保護制度施行70周年記念高知県大会 (20日) 高知市 ・第3期定例研修会「接触の在り方について」と顕彰式典祝賀交流会 (29日) 農村環境改善センター大会議室 ・企画調整会議 (29日) ” ・広報活動 ・地域処遇会議
12	<ul style="list-style-type: none"> ・保護区保護司代表者等協議会及び県保連理事会 (日) 高知市 ・企画調整会議 (20日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新任保護司特別研修会 (日) 高知市 ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期定例研修会 「自由テーマ」 (20日) 十和コミュニティセンター ・企画調整会議 (20日) ” ・広報活動 ・地域処遇会議
3	<ul style="list-style-type: none"> ・保護区保護司会代表者協議会・高知県保護司連合会理事会・保護観察協会評議員会・高坂寮 評議委員会 (日) 高知市(ホテル三翠園) ・高幡保護区保護司会理事会 (19日) 大正地区で開催 ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議

議案第4号

平成31年度・令和元年度 高幡保護区保護司会収支予算(案)
について

高幡保護区保護司会会則第21条の規定により、平成31年度・令和元年度高幡保護区保護司会の収支予算について別紙の通り総会の議決を求める。

1. 収入支出予算の総額は収入支出それぞれ 1,749千円とする。

令和元年5月10日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

平成 31 年度 収支予算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

前年度繰越金	50,368	円
収入総額	1,749,000	円
支出総額	1,749,000	円

1 収入の部〔単位:円〕

高幡保護区保護司会

項	目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
1	会 費 収 入 (計)	81,000	81,000	0	
	① 会 費	81,000	81,000	0	27名×3,000円
	② 特 別 会 費			0	
2	保護司会に対する実費弁償金収入	900,000	900,000	0	組織活動費及びサポートセンター運営
3	補助金・助成金等収入(計)	317,000	317,000	0	
	① 地 方 公 共 団 体 等 補 助 金	264,000	264,000	0	四万十町補助金
	② 連 絡 助 成 更 生 保 護 法 人 助 成 金			0	
	③ 保 護 司 会 連 合 会 助 成 金	53,000	53,000	0	保護司会連合会助成金
	④ 社 会 福 祉 協 議 会 助 成 金			0	
	⑤ 共 同 募 金 配 分 金			0	
	⑥ そ の 他 の 助 成 金			0	
4	寄 附 金 収 入 (計)	0	0	0	
	① 保 護 司 寄 附 金			0	
	② そ の 他 の 寄 附 金			0	
5	雑 収 入	632	452	180	
6	特別会計繰入金収入	400,000	700,000	△ 300,000	
7	前 年 度 繰 越 金	50,368	6,548	43,820	
合	計	1,749,000	2,005,000	△ 256,000	

2 支出の部(単位:円)

高幡保護区保護司会

項	目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	摘 要
1	事 務 費 (計)	520,000	530,000	△ 10,000	
	① 保護司会運営費(計)	320,000	320,000	0	
	(1) 事務所施設費	0	0	0	
	(2) 事務所水道光熱費	0	0	0	
	(3) 資料作成費	5,000	5,000	0	総会資料作成費
	(4) 消耗品費	40,000	70,000	△ 30,000	事務用品代
	(5) 備品費	0	0	0	
	(6) 通信運搬費	20,000	20,000	0	郵便切手代
	(7) 旅費・交通費	130,000	100,000	30,000	役員会旅費日当
	(8) 事務局員等手当	120,000	120,000	0	役員、事務局長等手当
	(9) その他	5,000	5,000	0	役員会等お茶代
	② サポートセンター 運営管理費(計)	200,000	210,000	△ 10,000	
	(1) 賃借料			0	
	(2) 水道光熱費	60,000		60,000	サポセン高幡事務室光熱水費
	(3) 維持管理費			0	
	(4) 備品費	20,000	100,000	△ 80,000	
	(5) 通信運搬費	120,000	110,000	10,000	ケーブルTVネット、電話代等
	(6) その他			0	
2	分 担 金 (計)	193,000	193,000	0	
	① 会 費	193,000	193,000	0	全国保護司会会費等
	② そ の 他			0	
3	事 業 費 (計)	628,000	878,000	△ 250,000	
	① 保護司会活動費(計)	410,000	290,000	120,000	
	(1) 会場借料			0	
	(2) 資料作成費	80,000	60,000	20,000	社明運動用品代
	(3) 消耗品費			0	
	(4) 物品購入費	20,000	20,000	0	社明作文謝礼品
	(5) 旅費・交通費	200,000	100,000	100,000	犯罪予防、地域処遇会議旅費等
	(6) 通信運搬費	10,000	10,000	0	郵便切手代
	(7) 諸 謝 金			0	
	(8) そ の 他	100,000	100,000	0	社明ソフトボール大会補助等

② 研修研究費(計)	50,000	450,000	△ 400,000	
(1) 研修視察費	50,000	450,000	△ 400,000	県内研修
(2) 図書購入費			0	
(3) その他			0	
③ 広報費(計)	0	0	0	
(1) 機関誌等作成費		0	0	
(2) その他		0	0	
④ 更生援護費(計)	0	0	0	
(1) 給与費		0	0	
(2) 補導旅費		0	0	
⑤ 分 区 ・ 支 部 (活 動) 助 成 費		0	0	
⑥ 協力組織支援費	50,000	50,000	0	更女助成金、学校と子供会助成金
⑦ 慶弔・表彰費	20,000	10,000	10,000	
⑧ 大会関係費	40,000	20,000	20,000	顕彰式典・70周年大会参加旅費
⑨ 交際・渉外費	40,000	40,000	0	関係機関会合費
⑩ 雑費	18,000	18,000	0	平成31年版保護司手帳
4 特別会計繰入金支出	400,000	400,000	0	
5 予備費	8,000	4,000	4,000	
6 次年度繰越金		0	0	
合 計	1,749,000	2,005,000	△ 256,000	

予算の流用については「本予算において、各項目間相互の流用を認めるものとする。」

議案第 5 号

高幡保護区保護司会の理事及び監事の選任について

(任期：令和元年 5 月 1 0 日～令和 3 年 5 月総会まで)

高幡保護区保護司会 役員改選

	任期(29年度～30年度)	任期(令和元年～2年度)	備 考
役 職	氏 名	氏 名	
理 事・会 長	壬 生 直 徳		
理 事・副会長(窪川分区長)	中 嶋 敏 親		
理 事・事 務 局 長	武 内 文 治		
理 事・サポ-トセンター長	田 井 哲 雄		
理 事 (研修担当)	戸 田 多 喜 子		
理 事 (社明担当)	瀬 川 敬 司		
理 事 (庶務・会計補佐)	荒 川 伸 雄		
理 事 (更女・BBS担当)	牧 野 利 恵 子		
理 事 (大正分区長)	武 内 康 明		
理 事 (十和分区長)	林 只		
監 事	岡 部 勤		
監 事	松 下 陽 子		

【資料】

高幡保護区保護司会会則

平成11年4月1日制定

平成29年5月12日最終変更

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高幡保護区保護司会とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を高知県高岡郡四万十町榊山町571-7四万十町農村環境改善センター1階「更生保護サポートセンター高幡」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、保護司法（昭和25年法律第204号。以下「法」という。）第13条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため必要な活動及び事業を行なう。

(1) 法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

(2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

(3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

(4) 保護司の職務に関する研修

(5) 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝

(6) 保護司の人材確保の促進に関する活動

(7) 更生保護サポートセンターの運営保護司の任務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づくものを除く。）。

(8) 更生保護サポートセンターの運営

(9) 関係機関との連絡調整

2 前項に掲げるほか、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦及び会員の慶弔

(2) その他前項の目的を達成するために必要と認める活動

(会員)

第5条 本会は、高幡保護区に配属されている保護司を会員とする。

(担当)

第6条 本会に、第4条の活動を遂行するため、次の担当を設け、それぞれ担当は会長が指名する。

- (1) 庶務・会計担当
- (2) 研修担当
- (3) 社会を明るくする運動担当
- (4) 更生保護女性会・BBS担当
- (5) 社会貢献活動担当

(分区)

第7条 本会に、次のとおり分区を設け、各分区から1人以上の理事を推薦し、それぞれ分区長を置く。

- 窪川分区長
- 大正分区長
- 十和分区長

(更生保護サポートセンター)

第8条 本会に、更生保護サポートセンターを置く。

- 2 更生保護サポートセンターには、更生保護サポートセンター長(以下「センター長」という。)を置く。
- 3 センター長は、会長の命を受け会務を掌理する。

第2章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。ただし、顧問を置くことができる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) センター長 1人
- (5) 理事 6人以上10人以内
- (6) 顧問 若干名
- (7) 監事 1人以上2人以内

(役員を選任)

第10条 理事は、会員の中から総会において選任する。ただし、各分区から1人以上の理事を選任しなければならない。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- 3 事務局長及びセンター長は、理事の中から会長が指名し、総会において承認を得る。
- 4 顧問は、会長が指名し、総会において承認を得る。
- 5 監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員の時は、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の決議に基づき、会務を執行する。
- 4 分区長は、分区内の連絡調整及びその運営にあたる。
- 5 事務局長は、本会の庶務、会計等処理する。
- 6 センター長は、更生保護サポートセンターの運営にあたる。
- 7 顧問は、求めに応じ指導助言を行う。
- 8 監事は、会計及び理事の会務の執行状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 会長及び副会長に欠員が生じたときは、理事会に諮り理事会の議決により補欠するものとする。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が選出されるまではその職務を行う。但し、保護司を退任し、会員資格を失った場合は、この限りではない。

第3章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 会員の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。

4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。
(理事会)

第15条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は必要に応じて、会長が招集する。

3 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会には、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長が行う。

(会議の定足数)

第17条 会議は、構成員の現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第4章 会計等

(経費)

第19条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、総会の決議により定めなければならない。

(事業報告及び決算報告)

第22条 本会の事業報告及び決算は、毎年度終了後60日以内に監事の監査を受けて総会の議決を得なければならない。

第5章 雑則

(会則の変更)

第23条 この会則は、総会の議決を経た場合には、変更することができる。

(施行細則)

第24条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

付 則

- 1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 従前の高幡地区保護司会の会計等は、本会に継承するものとする。
- 3 本会の、設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず次に掲げるものとする。
会長 武内 勇
副会長 田井 宣男
副会長 島井 和喜
事務局・会計 菅原 明良
監事 窪田 拓
監事 土居 孜子
- 4 本会の、設立当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、本会則施行の日から平成11年度の総会の日までとする。

付 則

この会則は、平成16年6月7日からとする。

付 則

この会則は、平成23年5月12日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成29年5月12日から施行する。